

フォローアップを受けましょう



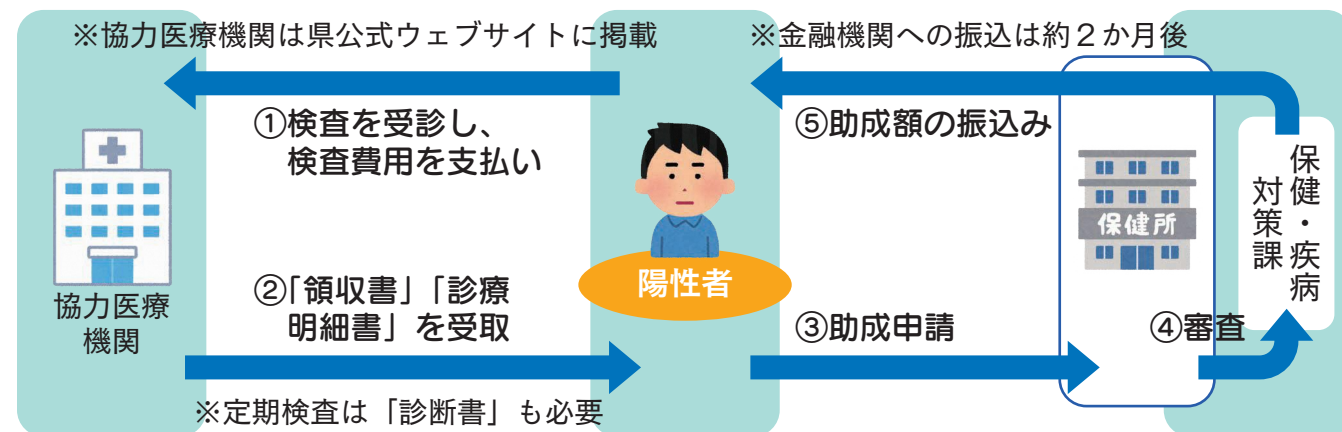
フォローアップ事業とは

ウイルス性肝炎陽性者に適切な治療を継続して受けていただくため、県や市町村が実施する事業です。
対象は秋田県内に住民票があり、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方（既に通院中の方を含む）です。

受けるメリットは

- フォローアップ同意書を提出いただいた方には、年1回県または市町村から検査受診を勧める連絡等があります。
- 一定の条件にあてはまる方は、初回精密検査や定期検査の費用助成を受けることができます。

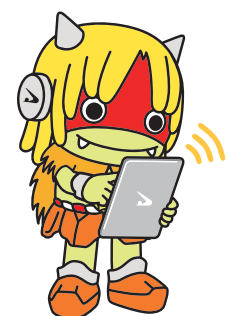
検査費用助成申請のながれ



申請窓口・お問い合わせ先

機関名	電話番号	対応する地域
大館保健所	0186-52-3952	大館市・鹿角市・鹿角郡
北秋田保健所	0186-62-1166	北秋田市・北秋田郡
能代保健所	0185-52-4333	能代市・山本郡
秋田中央保健所	018-855-5170	男鹿市・潟上市・南秋田郡
由利本荘保健所	0184-22-4122	由利本荘市・にかほ市
大仙保健所	0187-63-3404	大仙市・仙北市・仙北郡
横手保健所	0182-32-4006	横手市
湯沢保健所	0183-73-6155	湯沢市・雄勝郡
県 保健・疾病対策課	018-860-1427	秋田市

本助成制度や助成に係る様式は、県公式ウェブサイトでも御案内しています



○秋田県の肝炎対策

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/67988>

○初回精密検査・定期検査の協力医療機関について

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/5275>

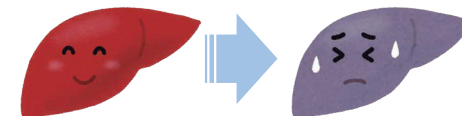


2024年12月 秋田県保健・疾病対策課

B型、C型肝炎ウイルス検査の結果が「陽性」※の方へ

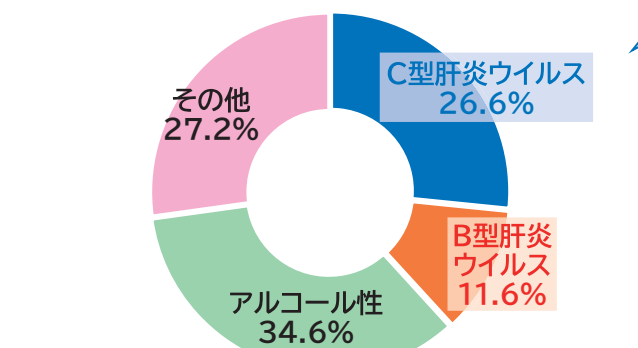
※C型肝炎ウイルス検査の結果、「肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された方を含む

肝炎ウイルスへの感染を放っておくと・・・



肝臓は「沈黙の臓器」とも言われ、感染しても熱や痛みなどの症状はほとんどありません。だからといって放っておくと、気づかないまま慢性肝炎から肝硬変や肝がんに行進する恐れがあります。

秋田県における肝がんの成因



後藤 隆, 佐藤 亘, 千葉 充, 南 慎一郎, 高橋 健一, 澁谷 友美, 佐藤 裕貴, 青川 真樹, 船岡 正人, 星野 孝男, 石井 透, 倉光 智之, 道免 孝洋, 安次嶺 拓馬, 中根 邦夫, 小松 真史, 飯島 克則. 当県における肝硬変の成因と病態の推移. 肝臓64suppl. (1) (2023) A244

最新の研究報告でも、秋田県における肝がんの成因はB型、C型肝炎ウイルスが依然として約4割を占めています。



肝炎ウイルスに感染していることがわかったら、1日も早く肝疾患専門医療機関を受診して、検査や治療を継続して受けることが大切です!!

精密検査を受けて肝臓の状態を把握しましょう

ウイルス性肝炎から肝硬変や肝がん等への重症化を防ぐため、県では検査費用を助成しています。

1 初回精密検査費用の助成

次の検査で陽性と判定された後、県が指定する協力医療機関で受けた精密検査費用を助成します。



保健所や委託医療機関での無料肝炎ウイルス検査



市町村や職場の検診で実施される肝炎ウイルス検査



妊婦健診で行った肝炎ウイルス検査



手術前に行った肝炎ウイルス検査

※健康保険等を使って自費で検査を受けた場合や陽性と判定されてから1年以上経っている場合等は原則として対象外です。

2 定期検査費用の助成

肝炎ウイルスへの感染を原因とする慢性肝炎または肝硬変、肝がんの患者が定期的に受けた検査（治療後の経過観察を含みます）費用を助成します。

初回精密検査の助成手続きについて

対象となる方

次の①～④の要件全てにあてはまる方

- ①秋田県内に住民票があり、医療保険、後期高齢者医療保険等の被保険者または被扶養者の方
- ②1年以内に次のいずれかの肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方
 - 保健所で実施した無料肝炎ウイルス検査
 - 県または秋田市の委託医療機関で実施した無料肝炎ウイルス検査
 - 職域で実施した肝炎ウイルス検査
 - 妊婦健診の肝炎ウイルス検査
 - 手術前の肝炎ウイルス検査
- ③県または市町村によるフォローアップに同意した方
- ④県の協力医療機関で初回精密検査を受けた方

※健康保険等を使って
自費で受けた肝炎ウ
イルス検査は対象外

対象となる検査

秋田県が認めた検査にかかる費用

- 初診料（再診料） ○ウイルス疾患指導料
- 検査料
 - 血液形態・機能検査 ●出血・凝固検査 ●血液化学検査 ●腫瘍マーカー
 - 肝炎ウイルス関連検査 ●微生物核酸同定・定量検査 ●超音波検査
- ・助成額は対象とならない項目を除外して算定します。
- ・検査が複数日にわたった場合（例：血液検査と超音波検査を別の日に実施）、一連の検査として助成対象となることがあります。

助成額

助成対象となる検査費用の自己負担分

回数

1人1回限り

申請に必要な書類等

- ☐ **フォローアップ同意書（様式1）** ※各様式は申請窓口または県公式ウェブサイトから入手できます
- ☐ **請求書（様式3）** ※請求者本人の口座情報を記載してください
- ☐ **医療機関の領収書**（コピー○、レシート×）
- ☐ **診療明細書**（コピー○）
- ☐ **医療保険の加入関係が確認できる書類等**
（資格情報のお知らせ、資格確認書、健康保険証（R7.12.1まで）等）
- ☐ **肝炎ウイルス検査の結果通知書** ※初回精密検査の結果ではありません
 - ・妊婦健診で陽性と判定された方は母子健康手帳の写しを結果通知書に代えて提出することができます。（妊婦の方の氏名、肝炎ウイルス検査の検査日及び検査結果のページの提出をお願いします）

- ☐ **職域検査受検証明書（様式3-①）** →職域（職場）の肝炎ウイルス検査で陽性の方のみ
 - ・検診実施機関が交付したものを提出してください。
 - ・証明書が無い場合は医療機関に照会します。

- ☐ **手術の診療明細書** →手術前の肝炎ウイルス検査で陽性の方のみ
 - ・肝炎ウイルス検査後に受けた手術の手術料が記載されたものがが必要です。

定期検査の助成手続きについて

次の①～⑦の要件全てにあてはまる方

- ①秋田県内に住民票があり、医療保険、後期高齢者医療保険等の被保険者または被扶養者の方
- ②肝炎ウイルスが原因で次の疾患と診断された方（治療後の経過観察を含む）
 - 慢性肝炎 ○肝硬変 ○肝がん ※無症候性キャリアの方は対象外
- ③ウイルス性肝炎の治療費助成を受けていない方
 - ※肝炎治療医療費助成（肝炎治療特別推進事業）を受給中の方は対象外
- ④県または市町村によるフォローアップに同意した方
- ⑤県の協力医療機関で定期検査を受けた方
- ⑥検査を受診した年度末（3/31）までに申請した方
- ⑦住民税非課税世帯の方または世帯の市町村民税（所得割）が年額235,000円以下の方

秋田県が認めた検査にかかる費用

- 初診料（再診料） ○ウイルス疾患指導料
- 検査料
 - 血液形態・機能検査 ●出血・凝固検査 ●血液化学検査 ●腫瘍マーカー ●肝炎ウイルス関連検査
 - 微生物核酸同定・定量検査 ●超音波検査
- ・肝硬変、肝がんの診断を受けた方は、超音波検査に代えてCTまたはMRI検査を助成対象とすることができます。
- ・助成額は対象とならない項目を除外して算定します。
- ・検査が複数日にわたった場合（例：血液検査と超音波検査を別の日に実施）、一連の検査として助成対象となることがあります。

- 1 住民税非課税世帯に属する方** →助成対象となる検査費用の自己負担分
- 2 世帯の市町村民税（所得割）が年額235,000円以下の方**

- ①慢性肝炎の方 →1回につき助成対象額から2,000円を差し引いた額
 - ②肝硬変・肝がんの方→1回につき助成対象額から3,000円を差し引いた額
- ※診断書や課税証明書等の発行にかかる費用は対象外

1年度につき2回まで ※初回精密検査の助成を受けた場合は1回

- ☐ **フォローアップ同意書（様式1）** ※未提出の方のみ、各様式は申請窓口または県公式ウェブサイトから入手できます
- ☐ **請求書（様式3）** ※請求者本人の口座情報を記載してください
- ☐ **医療機関の領収書**（コピー○、レシート×）
- ☐ **診療明細書**（コピー○）
- ☐ **医療保険の加入関係が確認できる書類等**
（資格情報のお知らせ、資格確認書、健康保険証（R7.12.1まで）等）◆
- ☐ **診断書（様式4）**
 - ・次のいずれかに該当し、病態に変化が無い方は提出を省略できます。
 - ①1年以内に肝炎治療医療費助成申請をした方
 - ②1年以内に肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業への参加を申請し、臨床調査個人票及び同意書を提出した方
 - ③過去に秋田県から定期検査費用助成を受けたことがある方
- ☐ **世帯全員が記載されている住民票写し◆【住民票謄本】**（コピー ×）
- ☐ **世帯全員の市町村民税課税証明書◆**（コピー ×）

- ☐ **市町村民税額合算対象除外希望申請書◆** →該当者のみ
 - ・申請者との関係が次の①～③全てにあてはまる世帯員を世帯の市町村民税（所得割）課税年額から除外することができます。
 - ①配偶者以外の方（配偶者の課税額を除外することはできません）
 - ②地方税法上、申請者及びその配偶者と相互に扶養関係にない方
 - ③医療保険上、申請者及びその配偶者と相互に扶養関係にない方

◆の書類は同じ年度内に2回目の助成で、1回目から内容に変更が無い場合は省略できます。